

重要 給付が終了するまで大切に保管してください。

MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金
奨学生のおてびき

奨学生・保護者の方はご一読ください。

奨学生のみなさんへ

みなさんは、MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金(以下「基金」)から奨学金の給付を受ける奨学生として採用されました。

2011年3月11日の大震災で、みなさんは大変な経験をされたと思います。株式会社三菱UFJ銀行と公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、みなさんがこれからも安心して、学校での勉強を続けることができるように、この奨学金を創設しました。

基金では、みなさんが「温かい心・広い視野・行動力」を兼ねそなえ、人類社会に貢献し、国際的にも活躍する人になってほしいと願っています。どうぞこの奨学金を利用して、有意義な学生生活を送ってくださることを願っています。

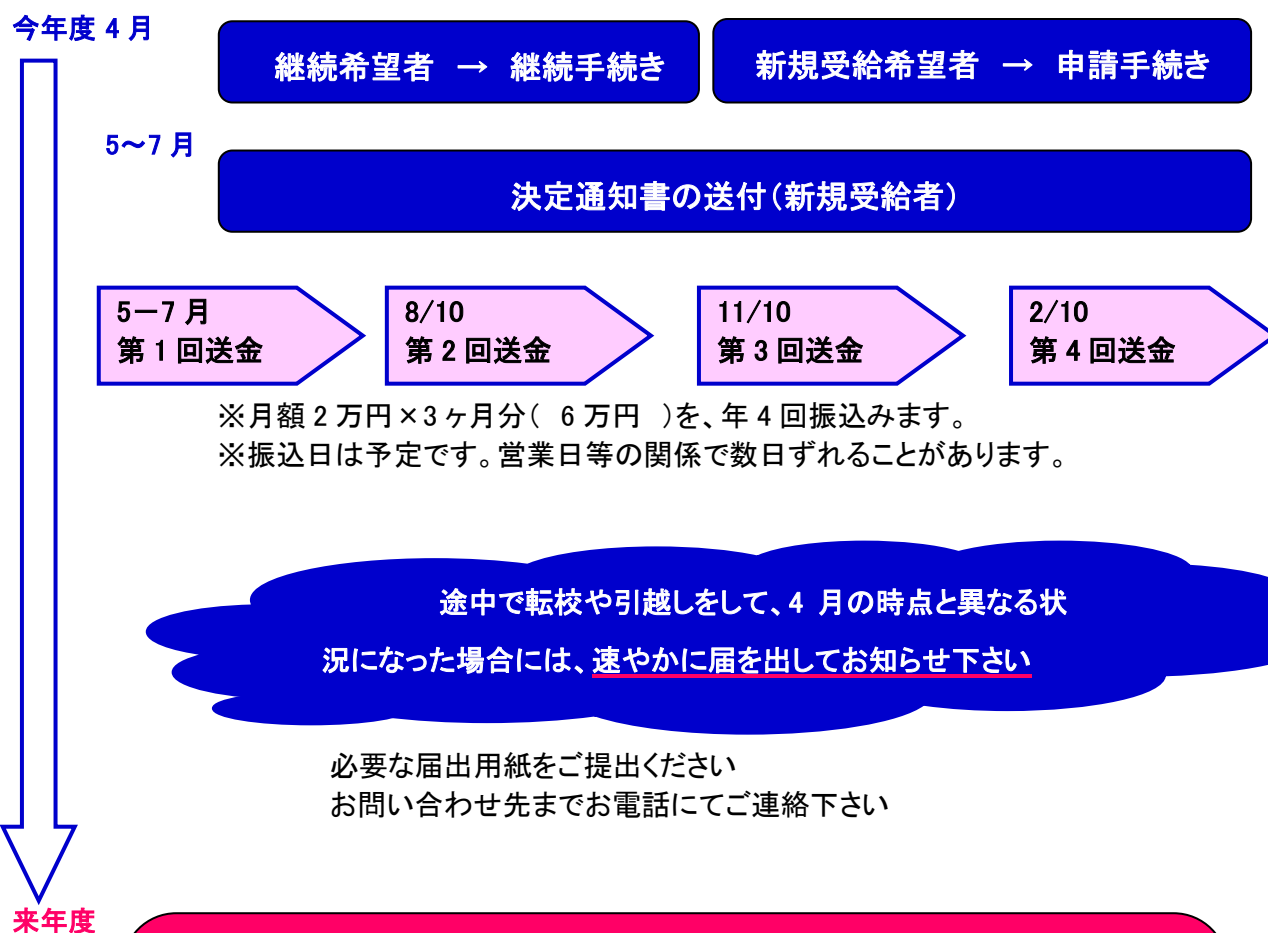
奨学金の給付にあたって

奨学生番号は忘れないようにしてください

奨学生番号

- 封筒や書類に印刷されている、アルファベットと3桁の数字による番号です。例：f021
- みなさんの書類は、すべて奨学生番号によって整理されています。上の欄に、自分の奨学生番号を記入し、忘れないようにしてください。問い合わせの時や、氏名を書くときは、奨学生番号も必ずいっしょに書いてください。

1年の流れ



来年度も引続き奨学金の受給を希望する場合には、必ず継続手続きが必要です。

「進級・進学・卒業届」と「生活情報報告書」を提出してください。

なお、「進級・進学・卒業届」は、学校印がないと手続きができません。

4月に進級・進学した学校で、学校印をもらってください。高校を卒業した方と
中学卒業後に進学をしない方は、3月に卒業した学校で、学校印をもらってください。

こんな時は

届出が必要な変更です

7.と11.に関しては、毎年春に、全員提出が必須です

1. 奨学金振込み口座の変更があった場合

- 「身上等変更届」(振込口座変更にチェック)と新しい通帳の口座番号情報記載ページのコピーを提出してください。

2. 住所(書類送付先等)の変更があった場合

- 「身上等変更届」(住所変更にチェック)を提出してください。

3. 姓名および本籍地の変更があった場合

- 「身上等変更届」(改姓(名)または本籍地変更にチェック)を、新しい戸籍謄本とともに、提出してください。

4. 休学した場合

- 休学もしくは長期欠席する場合は、「就学関係届」(休学にチェック)を提出してください。届には学校記入欄がありますので、学校の先生に必要な事項を記入してもらった後、届は奨学生本人(各ご家庭)から送ってください。休学期間中は、奨学金の給付は休止となります。届の遅延により休学期間中に受領した奨学金は返還の対象となります。

5. 復学した場合

- 「就学関係届」(復学にチェック)を提出してください。届には学校記入欄がありますので、学校の先生に必要な事項を記入してもらった後、届は奨学生本人(各ご家庭)から送ってください。審査の上、結果を通知します。

6. 転学した場合

- 他の学校へ転学した場合は、「就学関係届」(転学にチェック)を提出してください。届には学校記入欄がありますので、学校の先生に必要な事項を記入してもらった後、届は奨学生本人(各ご家庭)から送ってください。届の確認後、奨学金は引き続いて給付されます。

7. 進級・進学・卒業する場合 <全員提出>

- 全ての奨学生は、毎年度4月25日までに「進級・進学・卒業届」を提出してください。
- 進級した方は、様式内の「進級の場合」欄に、小学校から中学校へ、また中学校から高校へ進学した方は「進学の場合」欄に、また中学校卒業後に進学しない方は「卒業の場合」欄にそれぞれ必要事項をご記入ください。
- 届には学校記入欄がありますので、毎年度4月の早い時期に届用紙を学校に持っていき、学校の先生に必要な事項を記入してもらった後、毎年度4月25日までに奨学生本人(各ご家庭)から日本ユネスコ協会連盟・東日本大震災復興育英基金係まで送ってください。
- ※提出がない場合、給付を保留することもあります。
- なお、原級留置(留年)の場合は、奨学金の給付を停止することが原則となっています。
- 中学卒業後に高校進学せず奨学金給付対象外になった場合で、届の遅延によりそのまま受領した奨学金は返還の対象となります。

8. 退学した場合

- 「就学関係届」(退学にチェック)を提出してください。届には学校記入欄がありますので、学校の先生に必要な事項を記入してもらった後、届は奨学生本人(各ご家庭)から送ってください。届の確認後、奨学金の給付は停止されます。届の遅延により退学後に受領した奨学金は返還の対象となります。

9. 保護者が変更した場合

- 奨学生の保護者が変更となった場合は、「身上等変更届」(保護者にチェック)を提出してください。提出に当たっては、新保護者と奨学生の関係を示す「戸籍謄本」および「世帯全員の記載された住民票」も提出してください。

10. 奨学金を辞退する場合・奨学生が死亡した場合

- 何らかの理由で奨学金を辞退する場合、「奨学金辞退届」に記入の上、提出してください。辞退届確認後、奨学金の給付は中止されます。届の遅延により、辞退事由発生後に受領した奨学金は返還の対象となります。
- また万が一、奨学生が死亡した場合は、保護者が「奨学金辞退届」を提出してください。辞退届確認後、奨学金の給付を停止します。この場合も届の遅延により、辞退事由発生後に受領した奨学金は返還の対象となります。

11. 継続を希望する場合 <全員提出>

- 全ての奨学生は、毎年度4月25日までに「生活状況報告書」を提出してください。奨学金を出資している三菱UFJ銀行への報告書となります。

手続きに関して

全ての届出書類は、ご家庭から事務局に送付してください

◇ 全員必ず提出 「進級・進学・卒業届(P2. 7 参照)」「生活状況報告書(P3. 11 参照)」

- みなさんの奨学金給付継続手続きと、運営委員会への卒業報告になります。
- 2月に、事務局より、届出用紙のフォーマットを各ご家庭に送付します。
- **4/25 必着にて必ず提出してください。**提出が遅れると奨学金の継続手続きができません。

◇ 変更があった場合のみ提出 (P2. 参照)(届出は速やかに提出をお願いします)

- 届出が必要な変更がある場合には、必要書式に記入の上、届を提出してください。
ご不明点は、下記のお問い合わせまでご連絡下さい。
各届出用紙の詳細に関しましては、P2「こんな時は」をご参照下さい。

◇ 以下の場合は、奨学金の受給が休止・もしくは停止する場合があります

- 休学の場合には給付休止、中学卒業後に進学をしない場合や退学や辞退事由が発生した場合には給付停止となります。
- 原級(留年)の場合は、給付を停止することが原則となっています。
- なお、届の遅延により、受給資格喪失後に受領した奨学金は、返還の対象となります。

お問い合わせ先・書類送付先

MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 事務局 (公益社団法人日本ユネスコ協会連盟内)

住所 : 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階

電話 : 03-5424-1121

※ お問い合わせの時には、奨学生番号を控えてご連絡ください

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び関連する法令を遵守し、細心の注意をはらって個人情報の保護に努めています。